

平成17年度 静香苑環境施設組合一般会計予算

平成17年度静香苑環境施設組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,099,609千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額785,700千円とする。

平成17年2月10日 提出
静香苑環境施設組合
管理者 植田 忠行

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分 担 金 及 び 負 担 金		313,906
	1. 分 担 金	313,906
2. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 売 払 収 入	1
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		1
	1. 組 合 預 金 利 子	1
5. 組 合 債		785,700
	1. 組 合 債	785,700
歳 入 合 計		1,099,609

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		2,136
	1. 議会費	1,136
	2. 研修費	1,000
2. 総務費		1,084,065
	1. 総務管理費	1,083,686
	2. 監査委員費	379
3. 公債費		12,408
	1. 公債費	12,408
4. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出合計		1,099,609

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
葬斎場建設事業	千円 785,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	20年以内(うち据置3年以内)原則として半 年賦又は年賦の元利均等償還又は元金均等償還 とする。ただし、財政の状況により償還年限を短 縮若しくは繰上償還をし、又は低利債に借り替え ることができる。
合 計	785,700			